

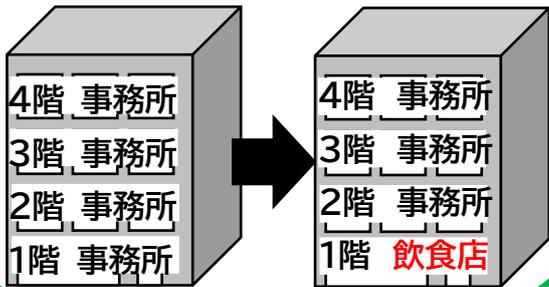


消防法令違反にご注意ください。⚠

テナントの入居等で使用用途の変更や建物の増改築で、知らない間に**消防法令違反**になっている場合があります。

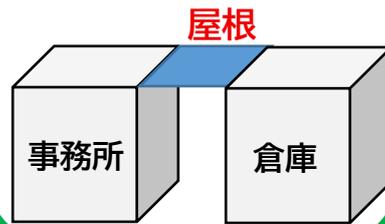
事例1

テナント入替えて、使用用途の変更をした場合



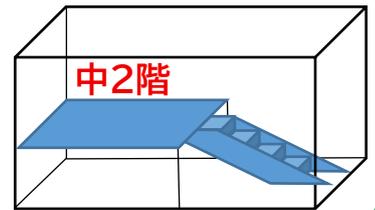
事例2

建物と建物を屋根等で接続した場合



事例3

高さのある平屋倉庫に中2階を増やした場合



用途変更や面積の増加で新たに消防用設備(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備)の設置が必要になる場合があります。



消防法令に違反した場合

違反対象物として公表します

新居浜市のホームページで**違反対象物の情報**(建物名称、建物所在地、違反内容等)を掲載し、建物の危険性を利用者に対してお知らせすることになります。



行政処分の対象になります

消防法に基づく**命令**や**告発**による**罰則**があります。また、命令を行った場合は命令内容等を記載した標識を建物の出入口等に設置します。



防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令違反

3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられます。

消防設備等設置命令違反

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。



法令違反にならないために消防本部予防課へ**事前に相談**をしてください。

お問い合わせ先 新居浜市消防本部予防課 65-1342(直通)